

第 33 回組織集會に参加して

2008. 6. 30

特別執行委員

星野 良明

今回の組織集會は特別執行委員になって 2 回目の参加である。2 年前までは主催者側の中心メンバーとして議論の中で運動と組織を強化したい、そのためにあれもやりたいこれもやりたいという思いが強くていささか主観的だったかなと思うところもあったかと思う。

第一線を引いて特別執行委員という立場で 2 回目の参加ともなると少しは客観的にものごとが見えてくるような気がする。その一つとして本部の執行委員にも支部の執行委員にも比較的経験の浅い役員の中に手垢の付いていない“若い精神の息吹”を感じる事が出来ることである。良い意味でイデオロギッシュではない素直で前向きに組合を大切にしなければならぬという思いを強く持っていることである。彼らに総括論議についての感想を聞いて見ると「後ろ向きで気が滅入る」とも言う。しかし一方で、自分の支部と他の支部との仕事のあり方や運動の違いには興味津々のようでもある。即ち、自分以外の世界にも目を向ける事が出来るということである。

若い精神は新しいことに目を輝かせるものである。しかし、仲間内で「あすこもダメ、ここのダメ」という全否定的責任追及型の議論を聞かされるだけでは素直な感性には気が滅入りがちになるのであろう。それは議論の内容よりそのあり方や姿勢にもよると思う。外部から強引に批判を注入しても単なる批判対象に対する非難の煽り扇動にしかならず、げんなりさせしてしまうことになるのであろう。こういう議論に陥らないためには責任ある活動家が視野狭窄に陥らずワイドな情勢認識に立つこと、わが組織の強さも弱さも冷静に把握しそこから出発することが第一だと思う。取り巻く今日の否定的情勢を認識しつつも同時に前に向かって進む展望を与えることが必要である。

私が全て正しいとまでは言わないが、「少しは客観的にものごとが見えてくるような気がする」立場から以下、感じると思うところについて述べてみたい。

1 単一労組としてのスタートラインに立つ

労働組合は使用者側との交渉権を持たなければほとんど意味の無い存在にされてしまう。思想団体とは違い組合員の利益を交渉を通して守り拡大するのが第一義的な仕事だからである。

労働委員会において区長会側は清掃 23 区事業執行に係わる自らの当事者能力を認めず、区長会の存在はあくまで任意団体であるとして交渉権を持たない、従って交渉しないと主張して来た。しかし、賃金・任用においては委任という形式を取りながら、また全区長合意という形を取りながら実質区長会が当事者能力を持ち統一交渉を現に行っているのである。賃金・任用においては 23 区統一という立場にいながら、ましてや一組のもとにある清掃工場

を全区が使い回している清掃事業の統一性からして区長会と23区の清掃支部及び総支部、一組総支部を束ねる本部と区長会との統一交渉が成り立たないという考え方が清掃事業に対する認識が出来ていないことを示しているといわざるを得ない。一般的に言って、交渉権を認めないということは労組の存在を認めないということであるが、しかし今回の問題は本質的に各23区が自らの自主権を主張して、区長会は交渉権を放棄しているという問題であった。23区が区長会に一任すればいいだけのことであったのだが、4月18日の本部委員長と区長会会長の覚書の調印によって統一交渉は成立した。粘り強い闘いの結果である。しかし、私には各23区は自己完結する清掃事業という条件整備がない条件下で清掃事業の一貫性、統一性・一体性を保持しなければいずれ各区の清掃事業は破綻してしまうということを自覚していないのではないかと危惧が残っている。それは各23区が現業切捨てという考えを強く持ち、その流れに各区がお互いに自らに競争を強いているのではないかとも思われる風潮があるからである。自主性の名において自分の区だけは他区に先んじて合理化を進めたいという思いである。

「たった一つの項目しか取れなかった」という意見もあるが、それは労働委員会における区長会との闘い―それは各23区との闘いでもあった―、区長会の組織性格とその姿勢、23各区当局の思惑と思い込みを知らない者の言うことである。

私は06年3月委員長の時、労働委員会提訴を行った責任者としてよくぞ壁を突破し穴を開けたと言いたい。しかも本部と区長会との間で結んだ「覚書」には、その第一条2項に「統一交渉事項は、特別区と清掃労組との協議により変更することができる。」となっている。ここには統一交渉事項を拡大できる構造が埋めこめられているのである。

現時点では項目が多いか少ないかではなく、清掃事業の統一性を区長会が23区が形式的にはあるかもしれないが結果的に認めたということが重要なことである。このことは同時に連合体とは違って単一労組である東京清掃労組が23区に共通する合理化攻撃に統一的に反撃できる組合として突破口を切り開いたということである。一項目はあくまで突破口にすぎないことを意味する。だからこのまったく新たに切り開いた地平はスタートラインに立ったということでもある。

2 区移管以降の新たな労使関係の真の理解

1で述べたことは全て区移管という過去の経過を引きずっているという現実からくることである。基本的に清掃事業のあり方は変わってはいない、しかし労使関係は抜本的に変わったのである。しかも新たな使用者は清掃事業を欲したのは基礎的自治体になるための条件として欲したのであり、住民のための清掃事業を自治体として責任を持って行うという姿勢に乏しいともいえる状況である。粗大や資源収集の委託化などはその典型である。委託とは今問題となっている偽装委託問題がそうであるようにその一切を委託先にまかせなくてはならないものであり、契約後は口を出すことはできないものである。都の時代から連綿と続いた清掃事業の一部が切り捨てられたといえることである。このようなものとしてしか清掃事業を

見ない以上、事業への情熱もなく無知とならざるを得ないと思う。加えて、区当局の労働組合対応が素人同然であるという点である。労働組合という社会的存在が法律で守られていることを理解していない。だから悪意ではないが不当労働行為的な言動が無自覚のうちに出てしまうことである。

抜本的に変わった労使関係の第一とは、わが組合がこのような使用者をいやでも相手にしなければならないということである。これに対しては、相手の問題であるから粘り強く清掃事業が区民にとっても自治体にも大切な仕事であり公務・公共の仕事であることを理解してもらい以外にない。さらに地公法上の職員組合と違ってスト権を除いて労組法適用の地公労法上の労働組合は如何なる組織であるのか勉強してもらい以外にない。

第二に、23区部の清掃事業は都の時代からの歴史から本質的に一貫性、統一性・一体性を持ちながらも、基礎的自治体として各23区の自主性の建前があることである。この建前はわが組合も認めているところである。しかしこの建前は清掃事業の一貫性、統一性・一体性の認識が前提である。ここから都の時代とは違い交渉の二重構造が出てくるのである。即ち統一交渉事項と各区交渉事項である。地公労法適用組合だから本部は各区交渉に出ることも出来るし場合によっては出るべきこともあるが、しかし基本的には各区交渉は支部及び総支部交渉事項である。この二重構造の交渉という点への認識からでて来るものは、都の時代と比べて支部及び総支部の飛躍的な役割の変化である。支部及び総支部が自ら交渉し基本的に判断しなければならないということである。支部及び総支部は都の時代に本部がやっていたことの多くをやらなければならないということである。ある参加者が言っていたが支部及び総支部は本部の出先支部ではなく出先本部ともいえる役割存在なのである。

この二点からおのずと本部は都労連なみ以上の役割、支部及び総支部は各区と対等に対峙できる出先本部的役割、即ち本部も支部及び総支部も交渉力の格段の充実化が求められる。本部も各支部及び総支部もこの点に苦闘しているのである。問題の所在はすでに解っている、後は本部、支部及び総支部のそれぞれの役割を認識し、ここを強化するしかないのである。中央執行委員会も中央委員会もこうした理解の上にその議決機関としての重要性和責任性が自覚されなければならない。大げさに言うと、東京清掃労組が全体として生まれ変わらなければならないのである。2000年の移管にあたって、単組東京清掃労組の道は茨であるがこの道を歩もうと意志統一したのはこのことであつたのである。

3 総合的判断—07 確定闘争—

身分移管以降、二度目の確定闘争となる。しかし昨年とは比較にならない程厳しい情勢の下での闘いだっただろう。いみじくも本部総括にもあるように「わが組合が主体的に確定闘争を闘い、全国の自治体の闘争状況や今日的労働運動の彼我の力関係を乗り越えようとしても、総合的に判断した苦渋の選択であり、その結果」だったのであると本当に思う。あたかも辞職しろと言わんばかりの本部批判もあるようだ。しかし闘いの中に決定的、構造的誤りがあったのだろうか。過去責任者であつた立場から見れば「……、その結果」であつたと本当に

思えるし、ご苦労様と言いたい。

私は闘いの最前線にいるわけではないので交渉での具体的やりあいは分からない。聞こえて来るのはもっぱら政財界やマスコミの愚弄な公務員バッシング攻撃であり、一方で聞こうとするのは、区担当執行委員の報告であり、見ようとするのはホームページせいそう労働者速報だ。

区長会との確定闘争は賃金・任用の課題である。総合的判断の中に見るべきものもある。それは技能主任の配置基準の見直しを確認したことである。都庁の時代にはあったことだが、“どこかでやられても、どこかで取り戻す”ということが行われている。任用とは職務職階級という支配システムと同時に仕事をどう切り回すのかというポストの問題から処遇の問題に直結しているのである。苦し紛れや「自己合理化」して言うわけではないが清掃にとって技能主任の配置基準の見直しは1/4から1/3、1/2にするための穴を空けたといえることである。本部が言う総合的判断の内容とは統一交渉への展望を確認させただけでなく、この点にもあったと思う。

分散会で「集中する時は都庁の時代のように2割動員、3割動員でもいい、どんどん動員をかけてくれ」という強い意見がだされた。その積極性に私はびっくりさせられた。しかし、彼が言いたかったのは比較的短期間のゾーンで大量動員が数波にわたってかけられることによって他支部の大量の組合員と自分の支部の組合員が集会を共にして連帯感と団結を実感するということができる、これがはねかえって支部強化にもつながるんだということをいいたかったのだろうと思う。密室に閉じ込められた感の集会でなく都労連の時の都庁のような屋外集会場がベストだと思うがこれをどう確保するかだ。分散会議論の中でこれを解決するための腹案を出しておいた、是非検討して頂きたい。

30数年前と比べると現在は何と時代的に不幸な時代に生きていることだろう。しかしこれが現実である。この現実をしっかりと踏まえ逞しく懸命に闘わなければならないと思う。09確定闘争からは少なくとも支部役員と本部が共通の情報認識に基づく共通の情勢認識を持たねばならないと思う。

4 共闘について

最後に、様々な議論があった特区連との共闘について述べたい。以下はあくまでも私の私見であることをお断わりしておきたい。何故なら、この問題は一般的に「共闘すべき」ということの前に共闘対象である特区連との歴史的関係が深く係わっているからであり、私も本部書記長、委員長時代に係わって来たからである。

92年から始まる第7次区移管反対闘争で組合として支援を頂いたのは都庁労働者であり、全労協、都市清掃であった。都職労・都庁職は上部団体である。都労連には精神的支援を頂いた。自治労本部には大変お世話になった。自治労都本部とは随分意見調整をした。共闘をしたのは下請関連協だけといえると思う。特区連とは無縁の世界であった。では、自治労都本部とは随分意見調整をしたというのはなぜなのか。自治労都本部には23区職労の

約半数が参加しているからである。23区職労からは区移管反対闘争について闘争経過中も後も公式的なコメントは何一つ聞いていない。

23区当局は区移管の立場であることは当然である。失礼になるかも知れないが推測の域で言うと、区職労とりわけ自治労系の区職労は区移管に歓迎だったのである。事実、冗談かもしれないが区移管後に区職労に入ってくれば自治労系の区職労では清掃支部の委員長は副委員長格で迎えると私は言われた。東京清掃労組「解体計画」の文書も見せられた。その文書には東京清掃労組を解体し自治労系のところは直接に区職労に入り区職労清掃分会となり、自治労連系区職労の区では一線を画して区毎に職員団体清掃労組として残り自治労の存在を確保し旗を立てるというものである。これは事実上の分裂である。また、清掃がどうしても単一で残りたければ特区連にまるごとは入ってもらおうという、ただし地公労法適用外としてとならざるを得ないから連合体でしかないが、そうした構想文書ももらった。もちろん私はこれら非公式文書や話を全て拒否して来た。なぜなら区移管直前の組織方針に忠実にあろうとすればそれは絶対に認められないことであつたからである。

今日から考えれば当たり前だが、我々は苦しいが茨の道を選んだのであるが文字通りこの道を突き進むことでしか清掃事業の一貫性、統一性・一体性を守る道はないし、従つてこの道でしか清掃事業と組合員を守れることは出来ないのである。こうした不幸な歴史が特区連との関係をどうしてもギクシャクしたものしていると言わざるを得ないのである。しかし、単組として存在しているわが組合の方に共闘を拒否する理由はない。

では、組織集会の中で言われた特区連からの「共闘の申し入れ」とはどんなものだったのか。事実即して見れば真実が分かるはずである。

11月22日の2時間ストライキ予定日の前日の21日の特区連からの『共に闘う』呼びかけなる文書での申し入れを巡る時系列での状況説明が「総括を全体のものとするために」の14、15ページの注4、5に明かにされている。それによれば19日の段階で特区連副委員長、書記長の2名（機関としての特区連ではなく自治労都本部区職部会のメンバーとして）と自治労都本部副委員長（渋谷区職労出身）、書記長（葛飾区職労出身）、計4名がわが組合を訪れ話し合いを持ったとなっている。対応したのは書記長、書記次長だ。ここでの議論は区職部会の2人から妥結日を特区連に合わせて欲しいとのことであつた。併せて9%削減の最終提案は、はね返せないという情勢認識を彼らが持っていることも分かつた。これは何を意味するのか……。9%削減の当局提案は、はね返せないが妥結日は特区連に合わせて欲しい」というのだ。私が不思議に思うのは自治労都本部内で共闘を担当する専従の組織局長である金子副委員長が自治労都本部組織局長という立場からこの大切な会議になぜ同席していないのかということである。ともあれ、会議は5分間程度で終わったようだ。2日後の21日『共に闘う』呼びかけなる具体的戦術提起などない申し入れ文書が特区連委員長からわが組合委員長に手渡された。ことの顛末は以上である。自治労都本部こそが真実を理解しているはずである。

特区連の申し入れに従えば、当局に通告した2時間ストライキを明日に控え判断を迫られ

ているわが組合が当局のなんら譲歩もないのにストライキを下ろす、あるいは延期することし
かないことになる。21日はわが組合にとってストライキ実施の本指令を出すか、妥結するか
の選択肢しか残されていなかったのである。

仮に、特区連の申入れをわが組合が受け入れていたらどうなるだろうか。当局に22日2
時間ストライキを通告しながら一方的にストライキを倒せば当局に馬鹿にされるばかりか、も
はや労働界全体から相手にされなくなるであろう。特区連の組織事情があったのであろうが
19日の「9%削減の当局提案は、はね返せないが妥結日は特区連に合わせて欲しい」という
申入れと2日後の21日「『共に闘う』呼びかけ」文書は内容としてどうしても噛み合わないとい
わざるを得ない。

しかし、特区連委員長がわが組合委員長に手渡した「『共に闘う』呼びかけ」文は確定闘
争が実質的に始まる9月以前のものであったなら極めて有効なものとしてわが組合はつつし
んで受けなければならないものであったと思う。

私が委員長だった時、調整額問題に一区切りが付いた段階で特区連委員長には口頭で
はあるがこれから共闘をしなければならない課題が出てくる是非よろしくお願ひしたいと話を
し、快諾をいただいたこともあった。次期確定闘争からは早い時期から、遅くとも9月前には
本部が掲げる「共闘四原則」を踏まえわが組合からの積極的かつ真摯な申し入れをするべ
きであろう。

追伸

東京清掃労組の主体強化論が中心になってしまったが、冒頭にワイドな情勢認識が必要
であると書いた。それは下請関連労働者や最近我々の職場にも増えているアルバイトや臨
時職員などの非正規の方々を常に視野に入れながらわが組合の運動を進めなければ公務
員労働運動は自滅して行かざるをえないことになるだろうということも含まれていることである。
区移管反対闘争の時を思い出すと下請関連協や市民運動との連携、住民に直接訴える運
動、マスコミの活用など外に出る社会的運動を縦横無尽にやった。それはわが組合の財産
でもある。まだわが組合はまだ始まったばかりだから主体強化が強く問題意識になってしま
うが、今日的労働運動を考えると広い視野がますます必要になって来ていると思う。

さて、私もいつの間にか古参になってしまった。私は“若い精神の息吹”に期待している。
むろん古参の皆さんにもこれまで苦勞された経験と知恵を活かして“若い精神の息吹”をサ
ポートしていただきたい。正直言って、私も視野狭窄なイデオロギーとそれにまつわる人間
関係の手垢にまみれた方だ。多いに反省しなければならないことばかりだ。しかし、これか
らの東京清掃労組の行く末を考えると、古参といえる人たちが自ら手垢を洗い落とし、残され
た時間を東京清掃労組の発展のために尽力して頂きたいと心から願うものである。むろん私
も元気な限りそのつもりである。